

介護サービス事業者様

高知市介護保険課事業係

指定基準及び介護報酬算定等に係る質問について

平素は、本市の介護保険事業の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、標記につきましては、介護報酬改定の影響等から原則メールでの対応としておりましたが、今後の質問及び回答につきましては、下記のと通りの対応とさせていただきます。  
今後ともご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 事業係への質問方法  
電話でのご質問も受け付けます。引き続きメールでのご質問も可能です。
- 2 対応開始日  
令和6年8月1日（木）
- 3 質問様式  
メールの場合：別添「介護保険課事業係への質問票」のとおり
- 4 留意事項  
ご質問の前に、質問内容に関する省令や告示、国からの通知、高知市介護保険課のホームページに掲載してある条例（指定基準）やQ&A等を必ずご確認くださいいたします。

【担当者】高知市介護保険課事業係  
高知市本町五丁目1番45号  
TEL：088-823-9972 FAX：088-824-8390  
E-mail：kc-110101@city.kochi.lg.jp